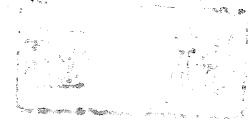


MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT



対韓経済協力に関する大平書簡の³第2次修正
提案について

38.5.31 理、外)

- 1 さきに外務省から申入れがあつた大平書簡の内容の一部修正については、当省としてはこれに反対の意見を表明したところ、外務省は、今後再度上記修正点を含む第2次修正提案（別紙）を提案して来た。

第2次修正提案の要旨は、次のとおりである。

- (1) ^{0/A} ~~0-1-A~~ 貸付を無償供与から減額した場合、その減額分に対応して無償供与分からの繰上実施を行なうことができる。
（第1次修正提案の場合に同じ。）
- (2) 無償供与分からの繰上供与を行なう場合には、有償供与からの繰上供与は、これを行なわないこととする。（第1次修正提案に比べ改善されている。）

なお、第2次修正提案は上記のほか、大平書簡において明確でなかつた有償供与の年供与額及び供与内容を明確にしている。

2 外務省において譲歩が必要であると考えた事情

- (1) 対韓経済協力問題について、2点の未合意事項を残したまま、日韓請求権交渉が全く停滞しているため、通常の民間信用供与（例えば蔚山肥料工場建設問題）も一切足踏状

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

態にある。

(2) 韓国側は、最近2点の未合意事項について柔軟性をもつて考え直したいとの内意を示し始めており、また、日韓交渉における残された最重要問題である漁業問題について日本側の主張に大幅な歩み寄りの可能性を非公式にはあるが表明したほか、数点において対日協力の態度を示して来た。

(3) 外務省としては、本件譲歩は大平書簡の線から法的に後退したものとは考えていないので、上記(1)及び(2)のような事情にかんがみ、この程度のデールによつて事態の打開を図りうるのであれば、本件譲歩は、日韓会談促進上適当な打開策と考える。

3 才2次修正提案の問題点

(1) 日韓問題については、諸懸案の一括解決が政府の大方針である限り、漁業問題が実質的に進展を見ていない現在、金類等大綱において合意をみている経済協力問題の多少の相違点を速急につめる必要は認められない。(この点について、外務省の上記の説明に拘わらず、才1次修正提案に対する場合と事情は全く変りはない。)

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(2) 才2次修正提案における無償供与からの繰上供与は、有償供与からの繰上供与の肩代わりであるから、このような方法は、財政的見地からみて不利である。

(3) 蔚山肥料工場建設の問題は、日韓会談の最終目的である日韓国交正常化の観点よりみれば、比重の低い才二義的な問題であり、本問題の解決促進のために本件譲歩を行なうというのであれば、本末転倒である。

4 理財局意見

外務省の才2次修正提案は、上記3のような問題点が解決されていない点では才1次提案と本質的に相異がなく、本件譲歩の効果が漁業問題等交渉全般について具體的なものとなる可能性の少ない現段階においては、当局としては賛成することができない。